

個人情報の開示・訂正・利用停止について

●開示

加入者から、ご自身に関する個人情報について開示請求があった場合は、下記の場合を除いて、所定の手続きを通じて遅滞なく開示いたします。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当健保組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

注 1) 開示請求を行うことができるのは、本人、未成年者または成年被後見の法定代理人、開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人に限られます。

注 2) 開示請求に係る手数料を徴収いたします。

●訂正・利用停止等

加入者の皆様から、ご自身に関する個人情報について、内容が事実でないという理由によって訂正、追加または削除のご依頼があった場合、その求めが適正であると認められるときは、所定の手続きを通じて措置いたします。しかし、健保組合が保有する加入者の個人のデータは、健康保険法に基づく届出等により保有するものが大半であり、健康保険法では任意継続被保険者を除き、事業所ごとの強制加入となっており、原則として加入者の申し出で削除や消去はできません。訂正、追加につきましては、これまで同様に「～変更（訂正）届」を提出していただくこととなります。残る権利として、個人データの利用停止がありますが、仮に、個人情報の利用停止を申し出られても、多くの場合、結果として給付が受けられなくなったり、健診が受けられなくなったり、他の保健事業についても加入者の受益が損なわれるおそれがあります。

したがって、実際問題としては、健保組合が行う業務については、開示、訂正、一部の利用停止についての権利を加入者が有することとなります。なお、開示・訂正・利用停止手続き、個人情報保護に関するご質問や問い合わせにつきましては、当健康保険組合の相談窓口までご連絡下さい。